

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定によつて、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成二十三年十一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安芸郡府中町青崎東二二一八番四の一部、一二一八番五、一二一八番七、一二一八番八、一二一八番一二、一二一八番一三、一三〇四番一の一部、一三〇四番三、一三〇四番七、一三〇四番八、一三〇四番九、一三〇四番一〇、一三〇四番一一、一三〇四番一二、一三〇四番一六、一三〇四番一七、一三〇四番三一の一部、五六九四番四、五六九四番五、五六九五番四、五七二八番三六の一部、一三〇四番九から一三〇四番一〇地先里道

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区大手町三丁目一番二号

三菱地所レジデンス株式会社 広島支店 支店長 松下 英司